

# 沖縄県における「津波災害警戒区域」の指定について

Q.9	津波災害警戒区域の範囲はどこで確認することができるのか？
A.9	津波災害警戒区域指定範囲を示す図面については、沖縄県海岸防災課のWebページにて確認できるほか、沖縄県庁（海岸防災課）、その区域が位置する県の土木事務所及び、市町村の担当窓口にて閲覧できます。
Q.10	津波災害警戒区域に指定されると、土地利用に規制がかかるのか？
A.10	津波災害警戒区域内には、土地利用や開発行為等に規制はかかりません。
Q.11	津波災害警戒区域の指定は変更や解除があり得るのか？
A.11	津波の断層モデルの新たな知見が得られた場合や地形的条件が変化したこと等により、津波浸水想定が見直された場合などは、津波災害警戒区域の見直しを行うことがあります。

## リンク集

津波防災地域づくりに関する法律について（国土交通省）

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/point/tsunamibousai.html>

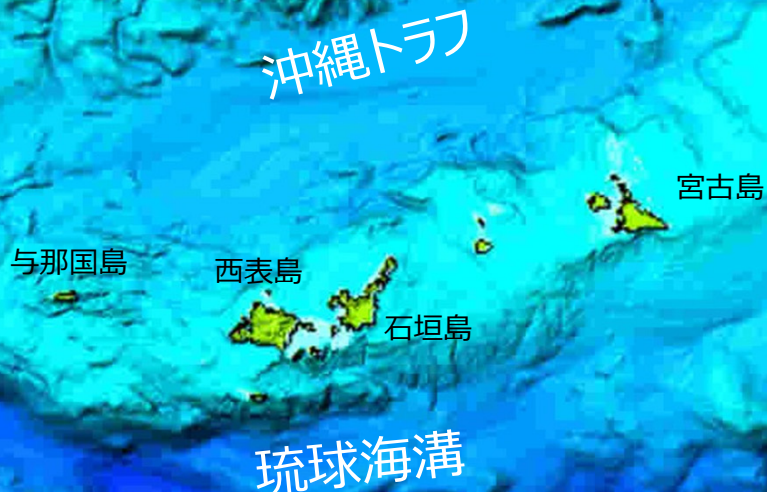
沖縄県における津波災害警戒区域について（沖縄県 海岸防災課）

<http://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/kaibo/tsunamikeikaikuiki.html>

## お問い合わせ

沖縄県 土木建築部 海岸防災課  
〒900-8570

沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号  
電話番号：098-866-2410  
FAX番号：098-860-3164



指定されると  
どうなるの？

津波災害  
警戒区域  
とは？

土地利用に  
規制が  
かかるの？

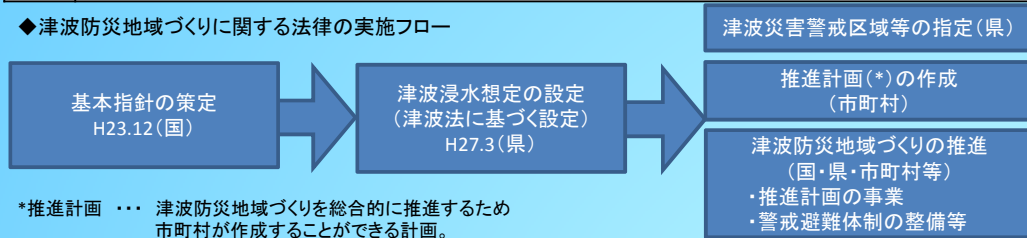
などの疑問にお答えします。

◎ 沖縄県 土木建築部 海岸防災課

[平成30年3月]

Q.1	津波防災地域づくりに関する法律（津波法）とは？
A.1	平成23年3月の東日本大震災の甚大な津波被害を教訓に、最大クラスの津波が発生した場合でも「なんとかして人命を守る」という考えのもと、ハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防衛」の発想により、地域活性化の観点も含めた総合的な地域づくりの中で津波防災を推進することを目的とし、平成23年12月に施行された法律です。

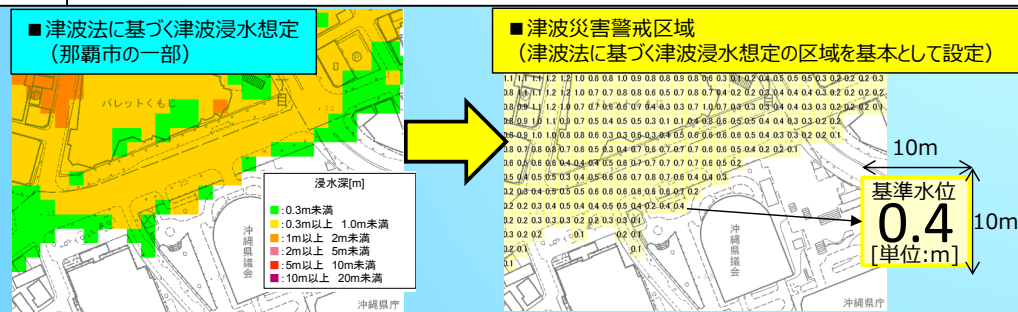
◆津波防災地域づくりに関する法律の実施フロー



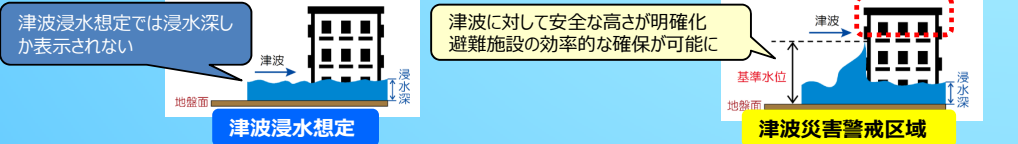
\*推進計画 … 津波防災地域づくりを総合的に推進するため市町村が作成することができる計画。

Q.2	最大クラスの津波とは？
A.2	最大クラスの津波とは、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波で、現在の科学的知見を基に、過去に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したもので、住民避難を柱とした総合的な防災対策の対象となる津波です。 沖縄県においては、平成27年3月設定・公表の津波法に基づく津波浸水想定を設定の際に、最大クラスの津波をもたらす想定地震として、琉球海溝側で八重山諸島南方沖地震（マグニチュード9.0）、沖縄本島南東沖地震（マグニチュード8.2）などを、沖縄トラフ側でマグニチュード8.1の地震などを想定しています。

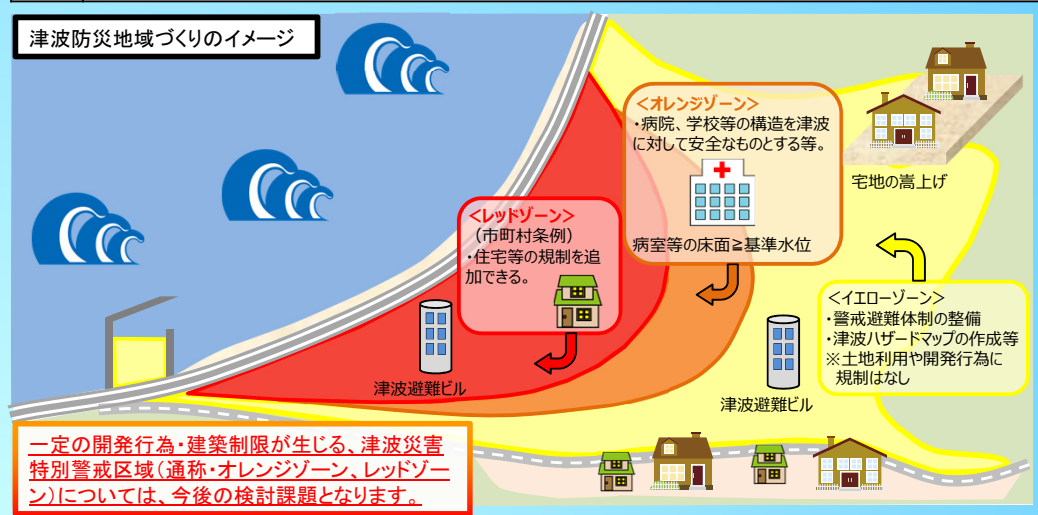
Q.3	津波災害警戒区域の指定範囲はどのように設定されるのか？
A.3	平成27年3月設定・公表の津波法に基づく、最大クラスの津波による「津波浸水想定」の区域を基本として設定します。ただし、一部の範囲については、地域の実情等を踏まえ、県と市町村が調整のうえ、設定しています。なお、区域の単位は「津波浸水想定」と同様、10m四方毎であり、「津波浸水想定」では浸水深に応じて着色しますが、「津波災害警戒区域」では中心に基準水位を表示します。



Q.4	基準水位とは？
A.4	基準水位は、津波浸水想定浸水深に、津波が建物等に衝突した際のせり上がりの高さを加えた水位で、指定避難施設の指定や津波災害特別警戒区域における建築等の許可に際して用いられる基準です。



Q.5	津波災害警戒区域（イエローゾーン）とは？
A.5	津波が発生した場合に、住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれがある区域で、津波災害を防止するために「警戒避難体制を特に整備すべき区域（土地の区域）」として、県知事が指定するものです。指定により、津波から「逃げる」ための警戒避難体制の整備が促進されます。また、指定にあたり、「基準水位」も併せて公表します。



一定の開発行為・建築制限が生じる、津波災害特別警戒区域（通称・オレンジゾーン、レッドゾーン）については、今後の検討課題となります。

Q.6	津波災害警戒区域に指定されると何を必要とするのか？
A.6	対象者別に以下の必要項目があります。
①市町村…市町村地域防災計画変更（津波警戒避難体制に関する事項（*1）の記載）、津波ハザードマップの作成・周知が必要になります。	
*1：情報伝達、避難・施設・避難経路、津波避難訓練、地下街等又は社会福祉施設・学校・医療施設等で円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の名称等	
②施設所有者又は管理者（*2）…避難確保計画の作成、避難訓練の実施が必要になります。	
*2：市町村地域防災計画に名称等が定められた、地下街等又は社会福祉施設・学校・医療施設等	
③宅地建物取引業者…重要事項説明（*3）が必要になります。	
*3：宅地建物取引業者は、取引対象となる物件について津波災害警戒区域内にあるときは、その旨を取引の相手方等に重要事項として説明が必要となります。	

Q.7	津波災害警戒区域に指定されなかった地域は、安全ということか？
A.7	最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性が全くないものではありません。また、局所的な地面の凹凸、地震による地盤変動や構造物の変状など、計算条件との差異により、区域外でも浸水が発生する場合がありますため、指定区域外においても注意が必要です。

Q.8	県では、平成27年3月の津波浸水想定とは別に、平成25年1月に最大クラスの津波浸水予測を行っている。津波災害警戒区域指定範囲は、平成25年1月の津波浸水予測範囲は考慮しないのか？
A.8	平成27年3月の想定が津波法に基づく津波浸水想定であり、また、最新の知見に基づいた津波浸水想定であることから、これを基本として津波災害警戒区域指定範囲を設定しています。